### (趣旨)

第1条 この要綱は日野市(以下「市」という。)へのふるさと納税寄付者に対して、返礼品として進呈する商品又はサービス等を提供する事業者(以下、「協力事業者」)を募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (協力事業者の要件)

- 第2条 協力事業者に応募する者は次の全ての要件を満たすものとする。
  - (1) 各種法令等を遵守し事業を行っていること。
  - (2) 本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が市内にある法人、組合、その他団体であること。ただし、市の地域産業の振興及び魅力発信につながる返礼品を提供する事業者として市長が認めた場合はこの限りでない。
  - (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
  - (4) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、市や市が指定するふるさと納税の委託 事業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。
  - (5) 返礼品として選定された場合、市が利用しているふるさと納税ポータルサイトに当該返礼品に関する情報等を掲載することが可能であること。(ただし、ふるさと納税ポータルサイトの取扱基準により、特定のポータルサイトに限定して公開する必要があるものは除く。)
  - (6) 市が指定するふるさと納税の委託事業者が提供する管理システムの導入ができること。

# (返礼品の要件)

- 第3条 協力事業者が提供する返礼品は、次の全ての要件を満たすものとする。
  - (1) 平成31年4月1日付、総務省告示第179号第5条に定める基準のいずれか1つ以上に該当するものであって、同告示に関する総務省が発する文書に適合するものであること。
  - (2) 飲食品については、出荷後5日以上の消費又は賞味期限が保証されるもの
  - (3) 返礼品に関する情報(返礼品として提供されている品の名称、説明文、画像データ、取扱事業者名等) を市に対して提供可能であること。
  - (4) 公序良俗に反しないものであること。

# (返礼品の金額設定)

- 第4条 返礼品の価格及び寄附金額は、次のとおりとする。
  - (1) 返礼品の価格は、商品代金・梱包料・手数料・消費税を含んだ価格とし、送料については含まない。
  - (2) 当該返礼品の対象となる寄附金額は、総務省の基準に基づき、原則として前号の価格に3分の10をかけた額(千円未満切り上げ)を下限として、市が決定する。

#### (仮礼品の発送)

- 第5条 協力事業者は、返礼品の発送に関し、次のとおり業務を行うものとする。
  - (1) 市からの発注に対し、遅延無く速やかに寄附者に発送すること。ただし、季節により、収穫する特産品や期間限定品の場合はこの限りではない。
  - (2) 返礼品の内容に関する寄附者への対応は、協力事業者が行うこと。

### (応募及び承認)

- 第6条 協力事業者に応募する者は、次に掲げる書類に必要事項を記載し、提出しなければならない。
  - (1) 日野市ふるさと納税協力事業者応募用紙(第1号様式)
  - (2) 日野市ふるさと納税返礼品提案書(第2号様式)(提案品1点につき1部提出とするが、記載の項目がすべて確認できるときは、市の指定するWEBフォーム等から提出可とする。)
  - (3) その他事業者や返礼品について詳細が分かる資料
- 2 市長は、前項の書類の内容や企業活動等を総合的な観点から判断し、協力事業者及び返礼品の登録の承認の可否を決定する。

#### (選定後の対応)

- 第7条 市長は、前項の規定により協力事業者及び返礼品の登録の可否を決定後、速やかに協力事業者に対して日野市ふるさと納税協力事業者選定結果通知書(第3号様式)にて、通知する。
- 2 協力事業者は、登録可とする通知を受領した場合、市が委託するふるさと納税業務委託事業者と改めて返礼品の提供に係る契約を締結するものとする。

#### (報告義務)

- 第8条 協力事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市に報告しなければならない。
  - (1) 返礼品の発送に遅延が生じたとき。
  - (2) 返礼品が販売中止又は終了など、寄附者に対して商品の提供ができないおそれが生じたとき。
  - (3) 返礼品の品質に対するクレームや発送過程で事故が生じたとき。
  - (4) 申込時と返礼品の内容が変更になるおそれが生じたとき。

# (協力事業者による返礼品の追加、変更及び廃止)

- 第9条 協力事業者は、返礼品の追加、変更又は廃止を希望する場合、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手続きを実施するものとする。
  - (1) 返礼品の追加 原則としてその1か月前までに第6条第1項第2号及び第3号に規定する提案書及び返礼品の詳細が分かる資料を市に対して提出すること。
  - (2) 変更又は廃止の届出 返礼品の変更又は廃止を希望する場合には、原則としてその1か月前(ただし、 返礼品変更又は廃止が、寄附者に対してサービス等を提供するために必要な機材その他の故障・滅失等 のやむを得ない事由による場合を除く。)までに、日野市ふるさと納税返礼品変更(廃止)申請書(第4号様 式)を市に対して提出しなければならない。
- 2 市は、前項第1号の規定による書類の提出があったときは、返礼品の登録の承認の可否を決定し、速やかに協力事業者に日野市ふるさと納税協力事業者選定結果通知書(第3号様式)をもって、通知する。

#### (返礼品の廃止)

- 第10条 市は、次に掲げる場合、何らの通知等をすることなく、当該協力事業者の提供する返礼品を廃止できる。
  - (1) 協力事業者が第2条に定める応募条件を満たさなくなった場合
  - (2) 協力事業者の提供する返礼品が、第3条に定める返礼品の条件を満たさなくなった場合
  - (3) 協力事業者の行為により、市のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
- 2 協力事業者は、前項各号に規定する事項に係る事実が判明次第、速やかに市に報告しなければならない。この場合においては、代替品の提供その他必要な対応について市と協力事業者で協議する。

# (返礼品の見直し)

- 第11条 市は、寄附申込状況等を踏まえ、協力事業者と協議の上、返礼品の内容について見直しをすることができる。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)等の改正又は地場産品基準等の見直しにより、返礼品等の要件等が変更された場合には、協議を経ずに返礼品の見直しをすることができる。
- 2 市は、本要綱の施行日又は返礼品を公開した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間、前項に規定する返礼品の見直しを行われず、かつ、返礼品の受注がなかった場合は、当該返礼品について、公開の中止又は廃止をすることができる。

# (個人情報の保護)

- 第12条 協力事業者は、本事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護 に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 市長及び協力事業者は、寄附者の個人情報を返礼品の送付以外の目的に使用できない。ただし、返礼品送付時に同封したパンフレット等による販売促進で、事業者が寄附者から独自に入手した個人情報は対象外とする。

### 付 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

# 日野市ふるさと納税協力事業者応募用紙

(宛先)日野市長		
	(申請者)	
	住 所	
	<u>名 称</u>	
	代表者名	

日野市ふるさと納税事業協力事業者募集要綱に基づき、協力事業者として応募します。

事業者業種·業務内容		
担当部署·担当者名		
連絡先	TEL	
	メールアドレス	
事業者情報	事業者ホームページ	有・無
	ホームページアドレス	

# 日野市ふるさと納税返礼品提案書

(宛先)日野市長

(申請者)		
住 所		
名 称		
代表者名		

日野市ふるさと納税事業協力事業者募集要綱に基づき、以下のものを日野市ふるさと納税返礼品として提案します。

返礼品の名称		
返礼品の内容		
返礼品の価格(税込) ※送料は含まない		円
返礼品の提供可能時期	□通年 □期間限定( 月~ □個数限定( 個限定)	

総務省が定める地場産品基準への適合状況 以下の1~7のうち当てはまるものをすべて選択してください。 (地場産品基準は平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条より抜粋、一部日野市修正)	□ 1. 日野市内において生産されたものであること。 □ 2. 日野市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 □ 3. 日野市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 □ 4. 日野市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。 □ 5. 日野市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から日野市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。 □ 6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。 □ 7. 日野市内において提供される役務(サービス)その他これに準ずるものであって、当該役務(サービス)の主要な部分が日野市に相当程度関連性のあるものであること。
上記の地場産品基準に該当する根拠を記載してください。 記載例 ・日野市内で生産されたトマトを提供する。 ・返礼品の原材料のうち、60%が日野市産のトマトを使用している。 ・返礼品の製造を一貫して日野市内の工場で行っている。	

応募事業者 宛

日野市長

# 日野市ふるさと納税協力事業者選定結果通知書

年 月 日付、(日野市ふるさと納税協力事業者応募用紙・日野市ふるさと納税返礼品提案書)にて応募のありました件について、下記により承認結果を通知いたします。

記

- 1 事業者登録の承認結果
- 2 返礼品として登録するもの
- 3 返礼品として登録しないもの

# 日野市ふるさと納税返礼品変更(廃止)申請書

(	日野市	E.
1.261万元/		ᅏ

(申請者)		
住 所		
名 称		
 代表者名		

日野市ふるさと納税事業協力事業者募集要綱に基づき、以下の返礼品について申請します。

返礼品の名称	
申請内容	変更 ・ 廃止
申請理由及び変更の場合は変更内容	

応募事業者 宛

日野市長

# 日野市ふるさと納税返礼品変更(廃止)決定通知書

年 月 日付、日野市ふるさと納税返礼品変更(廃止)申請書にて申請のありました件について、下記により承認結果を通知いたします。

記

- 1 日野市ふるさと納税返礼品の内容を変更するもの及びその変更内容
- 2 日野市ふるさと納税返礼品から廃止するもの